

大湊池公園維持管理基本水準書

平成29年7月

奈良県まちづくり推進局公園緑地課

大洲池公園維持管理基本水準書

1. 維持管理対象公園の現況把握基礎データ

(1) 基礎データ

規模	約 23.5 ha
種別	総合公園
設置年月日及び県公告	昭和55年4月25日 奈良県告示第96号 (供用開始日 昭和55年4月28日) 面積 約 7.2 ha (西地区)
	昭和59年5月29日 奈良県告示第168号 (供用開始日 昭和59年6月1日) 面積 約 14.9 ha (東地区、池地区)
	平成3年6月26日 奈良県告示第149号 (供用開始日 平成3年7月1日) 面積 約 1.1 ha (西地区)
	平成28年1月29日 奈良県告示第274号 (供用開始日 平成28年4月1日) 面積 約 0.3 ha (池地区)
住所	奈良県奈良市中山町西1丁目、登美ヶ丘2丁目・4丁目・6丁目、大洲町
主な施設	体育館(753.19㎡)、テニスコート(2面) 芝生広場、ファミリー広場、児童広場等
大洲池	昭和49年3月3日 地上権の設定 昭和51年5月22日 管理協定の締結

(2) 利用者の動向

体育館とテニスコートは、平日・休日とも利用率が高く、利用者数は安定している。他のエリアについては、調査実績はない。

(3) ボランティア活動団体の活動内容

花壇管理(草花植付や育成)及び竹林など園地の維持管理

2. 管理の考え方と留意点

(1) 公園の特性と管理の基本的な考え方

① 公園の特性

- ・本公園は、奈良市西部の学園前地区に位置し、周囲は、良好な住宅地に囲まれている。美術館や図書館などの文化施設も隣接して開館している。また、東エリアと西エリアの間には、複数の商業施設が進出しており、賑わいを見せている。
- ・農業用ため池である大洲池、そして、豊かな樹林地を含んでおり、自然の地形を利用した公

園である。

- ・体育館、芝生広場を中心とする東地区、大淵池を修景的に利用する池地区、ファミリー広場、児童広場を中心とした西地区の3地区に分かれている。

- ・豊かな自然のなかのやすらぎの場として、散策に、休息に、また子供連れのレクリエーションに、幅広く利用されている公園である。

② 管理の基本的な考え方

- ・自然の地形と樹林地を生かした管理を行う。
- ・体育館、テニスコートのスポーツ施設が快適に利用できるような管理を進める。
- ・遊具等の管理については、安全性を考慮した管理を行う。

(2) ゾーンの特性、管理の目標

① 東エリア

周辺に街区公園以外の公園がないため、近隣住民の近隣・地区公園的利用が多い。また、体育館・テニスコートを利用するために訪れる人も多い。

エリア	ゾーンの特性	管理の基本的な考え方
入口ゾーン	東地区のメイン入口であり、時計台を中心としたシンボルゾーンである。	公園の入口にふさわしい管理。駐車場・パーゴラ等の適正管理。植栽地の適正管理。
芝生広場Ⅰ（平坦）ゾーン	幼児でも楽しめる遊具が設置されているため、他のゾーンと比べて小さな子供が多い。また親子連れの目立つゾーンである。芝生広場は、草地化している。	草地としての管理。遊具の安全点検等。休憩所の適正管理。
芝生広場Ⅱ（斜面）ゾーン	斜面の中に散歩道があるゾーンである。芝生広場は、草地化している。	草地としての管理。木橋の適正管理。
体育館・テニスコートゾーン	体育館・テニスコートとも利用率が高い。	体育館・テニスコート・便所の適正管理。植栽地の適正管理。
樹林地ゾーン	雑木林に一部アカマツが混じっている。アカマツが衰退する前は、アカマツが優占種であった。竹林の拡大が認められる。	雑木林としての管理。園路沿いの高木等、障害となる枝の除去。竹の適正管理。利用者への安全確保、近隣対策の観点から、園路周辺に限らず、マツ枯れ等に関する伐採・除去の対応。
西入口ゾーン	東地区のサブ入口である。	植栽地の適正管理。

② 西エリア

木製遊具が多数設置してあるため、誘致圏が広く、団体利用が多いエリアである。地形的に起伏に富んでおり、森林公園的なイメージがある。

エリア	ゾーンの特性	管理の基本的な考え方
-----	--------	------------

ファミリー広 場ゾーン	ブロンズ像の建つ噴水等、公園の顔とな っているゾーンであり、マンション等の広告 でよく使われている。ツツジの大刈込みが 見事である。	公園の入口としてふさわしい管理。便所・ 駐車場・噴水等の適正管理。植栽地の 適正管理。
児童広場ゾ ーン	木製遊具が設置されている。西地区でも っとも利用率が高い。親子連れが多く、 滞在時間は長い。遠足利用がある。	遊具の安全点検等。便所・休憩所の適 正管理。斜面地の適正管理。
展望広場ゾ ーン	傾斜地を利用して四阿やベンチが設置さ れている。児童広場側は、児童広場を 訪れた子供連れの利用が多い。芝生広 場は、草地化している。	草地の適正管理。四阿等の適正管 理。
少年運動 広場ゾーン	西地区のメイン入口からは一番奥まった 場所にある。近隣の住民の利用が多い。	運動広場としての管理。便所の適正管 理。
樹林地ゾ ーン	雑木林にアカマツが混合する。アカマツが 衰退する前は、アカマツが優占種であっ た。一部竹の侵入が認められる。	雑木林としての管理。園路沿いの高木 等、障害となる枝の除去。竹の除去。利 用者への安全確保、近隣対策の観点か ら、園路周辺に限らず、マツ枯れ等に関 する伐採・除去の対応。

③ 池エリア

エリア	ゾーンの特性	管理の基本的な考え方
池エリア	大淵池及び池に隣接するエリアであり、 池を眺めながら休憩するスペースがある。	四阿の適正管理。池の適正管理。利 用者への安全確保、近隣対策の観点か ら、支障木等に関する伐採・除去の対 応。

3. 基本管理：維持管理水準一覧表

管理項目		管理水準			備考	
		対象	規模 単位	回数		
巡視	日常巡視（毎日の巡視 点検）	園内・園内 主要施設	1式	1回/日		
	定期巡視・点検 （毎月の巡視点検）		1式	1回/月		
	臨時巡視・点検		1式	随時	災害時等	
清掃	日常清掃	床掃き	○体育館 [事務室、	1式	1回/日	ゴミ処 理 含む

			会議室、更衣室、便所等] ○便所 ○休憩所	4棟 1棟		汚れのある場合には床拭きを行うこと
		床洗い	○体育館 [便所、更衣室(シャワ-室)] ○便所	1式 4棟	1回/週	
		ゴミ拾い	○公園管理 範囲全体	1式	1回/日	ゴミ処理含む
	定期清掃	床面保護材塗布	○体育館 [アリーナ]	655 m ²	2回/年	
		ワックスかけ	○体育館 [アリーナ・便所以外]	1式	2回/年	
		窓ふき、屋根清掃等	○体育館、 便所等	1式	2回/年	
	臨時清掃	公園全体		1式	随時	災害時等
草刈り	東地区の芝生広場Ⅰ、芝生広場Ⅱの園路沿い			5,900 m ²	3回/年以上	
	上記以外のゾーン ・樹林地は、園路・道路沿い、住宅隣接地等で、幅2mを標準として行うこと。 ・池岸沿いは、年1回以上とする。			45,100 m ²	2回/年以上	標準： 6・9月

4. 植栽管理：維持管理水準一覧表

管理項目		管理水準			備考
		対象	規模・単位	年回数	
樹木管理	剪定	園路、広場沿い等公園利用に支障となる樹木	1式	1回/年	標準： 冬期
	刈込	ツツジ類等刈込が必要な	1式	1回/年	標準： 開花後

		中低木			
	花壇整備		5㎡以上 を2ヶ所	3回/年	花壇整備ボランティアの育成に活用すること
	病虫害防除 (剪定除去・薬剤散布) (予防としての薬剤散布はしないこと)	アメリカシロヒトリ、イラガ、チャドクガ、テングス病等	1式	随時	剪定除去、薬剤散布は、病虫害の種類によって判断すること
	施肥(有機系)	花木・低木等必要なもの	1式	1回/年	標準： 2月
	支柱取り替え・除去	取り替え・除去が必要なもの	1式	随時	
	灌水	灌水が必要な樹種	1式	随時	夏期等
	枯損木の処理	園路及び近隣対策対応の伐採・除去・処分	1式	随時	
	緊急対応	台風等による風倒木の処理	1式	随時	

5. 施設管理：維持管理水準一覧表

管理項目		管理水準			備考
		対象	規模・単位	回数	
園路広場	点検補修	園路	1式	随時	
		広場その他	1式	随時	
遊戯施設	点検補修	日常点検	1式	12回/年	
		定期点検	1式	1回/年	

		遊具補修	1式	随時	
		木製遊具防腐処理	1式	年間5基	
		砂場等整正・砂補充	1式	随時	
給水施設	点検 清掃	給水管、水のみ、散水 栓等	1式	1回/年	
		受水槽 機器 水槽	1式	6回/年 1回/年	
	補修		1式	随時	
排水施設	点検	管渠、側溝、枡類等	1式	1回/年	
	清掃	L型側溝、U字溝、枡 類等	1式	1回/年	
滝・噴水 施設	保守点検・清 掃		1式	3回/年	
	補修		1式	随時	
	運転		1式	3月～12月	
電気・照 明・施設	保守点検	受変電施設(法定検 査) 照明施設等	1式	隔月1回 1回/年	
	補修	受変電施設 照明施設	1式	随時	
その他工 作物	点検 補修	案内板、パーゴラ、柵、 ゴミかご、灰皿、ベンチ、 テント等の工作物	1式	1回/年	
特別管 理産業 廃棄物	ポリ塩化ビフェニ ル(PCB) 廃棄物の保管	・西地区・受変電施設 内において、以下のPC B廃棄物を引き続き保 管 単相変圧器 1台 タンク型油遮断器 1台 零相蓄電器 1台 PCB調査用試験体 3個・保管状況の届け 出、最終的な処理は県 が実施 ・特別管理産業廃棄 物管理責任者(要資 格)の配置	1式	通年	ポリ塩化ビ フェニル廃 棄物の適 正な処理 に関する特 別措置法 に基づく保 管

備品	台帳照合 点検 補修	事務室、体育館更衣室、体育館体育機材、テニスコートの各備品	1式	1回 / 年	
----	------------------	-------------------------------	----	--------	--

※滝、噴水施設については、現在は休止中。

6. 運動施設管理：維持管理水準一覧表

管理項目			管理水準			備考
			対象	規模・単位	回数	
テニスコート	日常清掃	清掃 ブラシかけ その他	オムニコート	2面	1回 / 日	
	定期整備	排水施設の泥上げ、砂入れ、コート均し等			1回 / 年	
	臨時処置	台風等暴風雨後の排水点検、コート上の落ち葉等の清掃、コートの補修等			随時	
運動場	定期整備	整地 その他	グラウンド	1面	随時	
	臨時処置	台風等暴風雨後の排水点検、グラウンド上の落ち葉等の清掃、グラウンドの補修等		1面	随時	